5. 535A
固定衛星業務による29.1―29.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限定される。この使用は無線通信規則第9. 11A号の適用を条件とするが、無線通信規則第5. 523C及び第5. 523Eに示すように、引き続き無線通信規則第９条（第9. 11A号を除く。）及び第11条による手続並びに第22. 2号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第22. 2号の適用は条件としない。
5. 536
衛星間業務による25.25―27.5GHzの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。
5. 536A
地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告ＳＡ．1862を考慮して運用しなければならない。
5. 536B
サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5―27GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。
5. 536C
アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5―27GHzの周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。
5. 537
27―27.5GHzの周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第22. 2号の規定を適用しない。
5. 537A
ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9―28.2GHzの周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）にも使用することができる。上記の国でＨＡＰＳによる固定業務に割り当てられたこの300MHzの周波数帯の使用は、ＨＡＰＳから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、ＨＡＰＳは、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145（ＷＲＣ―12、改）を参照すること。
5. 538
付加分配：27.500―27.501GHzと29.999―30.000GHzの周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBWを超えてはならない。
5. 539
27.5―30GHzの周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
5. 540
付加分配：27.501―29.999GHzの周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。
5. 541
28.5―30GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。
5. 541A
29.1―29.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第４号の調整情報が1996年５月17日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第４号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。
5. 542
付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5―31GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第21. 3号及び第21. 5号に定める電力制限値を適用する。
5. 543
29.95―30GHzの周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。
5. 543A
ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31―31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）による地上からＨＡＰＳの方向にも使用できる。ＨＡＰＳを用いたシステムによる31―31.3GHzの周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第5. 545号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、ＨＡＰＳは、それらの業務の発達を妨げてはならない。31―31.3GHzの周波数帯におけるＨＡＰＳを用いたシステムは、ＩＴＵ―Ｒ勧告ＲＡ．769に示す保護基準を考慮して、31.3―31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31.3―31.8GHzの周波数帯におけるＨＡＰＳ地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には―106dB（Ｗ／MHz）に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、―100dB（Ｗ／MHz）まで増加することができる。決議第145（ＷＲＣ―12、改）参照すること。